# 横浜市サービス付き高齢者向け住宅整備運営指導指針 平成31年4月1日 改正

# 新旧対照表

※下線部分が改正部分

# 横浜市サービス付き高齢者向け住宅整備運営指導指針

親

この指導指針は、高齢者の居住の安定確保に関する法律(平成 13 年法律第 26 号。以下「高齢者住まい法」という。)第五条第 1 項に規定するサービス付き高齢者向け住宅の整備運営に関する指導の基準となる事項を定めるものとする。

なお、この指導指針において使用する用語は、高齢者住まい法、高齢者の居住の安定確保に関する法律施行令(平成13年政令第250号)、高齢者の居住の安定確保に関する法律施行規則(平成13年国土交通省令第115号)(以下「高齢者住まい法施行規則」という。)及び国土交通省・厚生労働省関係高齢者の居住の安定確保に関する法律施行規則(平成23年厚生労働省・国土交通省令第2号)(以下「共管高齢者住まい法施行規則」という。)において使用する用語の例による。

### 1 基本的事項

 $(1) \sim (3)$ 

(略)

(4) 特定施設入居者生活介護事業者等の指定を受けた住宅にあっては、本 指針に規定することのほか、「横浜市指定居宅サービスの事業の人員、 設備、運営等の基準に関する条例」(平成24年横浜市条例第76号)、 この指導指針は、高齢者の居住の安定確保に関する法律(平成 13 年法律 第 26 号。以下「高齢者住まい法」という。)第五条第 1 項に規定するサー ビス付き高齢者向け住宅の整備運営に関する指導の基準となる事項を定め るものとする。

# 1 基本的事項

 $(1) \sim (3)$ 

(略)

(4) 特定施設入居者生活介護事業者等の指定を受けた住宅にあっては、本 指針に規定することのほか、「横浜市指定居宅サービスの事業の人員、 設備、運営等の基準に関する条例」(平成24年横浜市条例第76号)、 「横浜市指定介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営、指定介護 「横浜市指定介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営、指定介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法等の基準に関する条例」(平成24年横浜市条例第78号)、又は「横浜市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備、運営の基準等に関する条例」(平成24年横浜市条例第77号)を遵守すること。

(5) (略)

(6) 老人福祉法第二十九条第1項に規定する有料老人ホームに該当するサービス付き高齢者向け住宅(以下「有料老人ホーム該当住宅」という。)については、本指針のみでなく、「横浜市有料老人ホーム設置運営指導指針(平成24年4月1日)」の内容にも留意し、適合することが望まれること。

2 立地条件

(略)

3 サービス付き高齢者向け住宅の居住の権利形態

サービス付き高齢者向け住宅の居住の権利形態は、次のとおり分類する。

(1) 利用権方式

建物賃貸借契約、終身建物賃貸借契約及び定期建物賃貸借契約以外の 契約の形態で、原則として居住部分と状況把握及び生活相談サービスの 契約が一体となっているもの。 予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法等の基準に関する条例」(平成24年横浜市条例第78号)、又は「横浜市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備、運営の基準等に関する条例」(平成24年横浜市条例第77号)(以下、これらを「指定基準」という。)を遵守すること。

(5) (略)

(6) (新設)

2 立地条件

(略)

3 サービス付き高齢者向け住宅の居住の権利形態

サービス付き高齢者向け住宅の居住の権利形態は、次のとおり分類する。

(1) 利用権方式

建物賃貸借契約及び終身建物賃貸借契約以外の契約の形態で、原則として居住部分と状況把握及び生活相談サービスの契約が一体となっているもの。

 $(2) \sim (3)$ 

(略)

# (4) 定期建物賃貸借方式

借地借家法第三十八条第1項の規定による建物賃貸借のこと。ただ し、終身建物賃貸借契約に先立ち、賃借人を仮に入居させるために、一 年以内の期間を定めて締結するものに限る。

### 4 登録事業者

登録事業者が法人の場合は、定款、寄附行為その他の当該法人の規約に、事業内容としてサービス付き高齢者向け住宅事業を明記するよう努めること。また、<u>有料老人ホーム該当住宅の場合</u>は合わせて有料老人ホーム事業を明記すること。

(略)

### 5 地域への配慮

地域の特性や需要等に適合したサービス付き高齢者向け住宅となるよう、整備計画段階において十分な調査を行うとともに、近隣住民に対する説明会を積極的に開催するなど、整備について地域の理解と協力が得られるよう努めること。地域の町内会等への説明を十分行い、連携を図ること。

地区計画、景観法・景観条例に基づく届出・協議、街づくり協議地区制度等地域まちづくりの方針等に適合すること。

 $(2) \sim (3)$ 

(略)

(4) (新設)

## 4 登録事業者

登録事業者が法人の場合は、定款、寄附行為その他の当該法人の規約に、事業内容としてサービス付き高齢者向け住宅事業を明記するよう努めること。また、老人福祉法第29条第1項に規定する有料老人ホームに該当する場合(以下「有料老人ホーム該当住宅」という。)は合わせて有料老人ホーム事業を明記すること。

(略)

# 5 地域への配慮

地域の特性や需要等に適合したサービス付き高齢者向け住宅<u>の住宅</u>となるよう、整備計画段階において十分な調査を行うとともに、近隣住民に対する説明会を積極的に開催するなど、整備について地域の理解と協力が得られるよう努めること。地域の町内会等への説明を十分行い、連携を図ること。

地区計画、景観法・景観条例に基づく届出・協議、街づくり協議地区制度等地域まちづくりの方針等に適合すること。

# 6 規模の基準

高齢者住まい法第<u>七</u>条第1項第一号及び<u>共管高齢者住まい法施行規則</u>第 八条に規定する規模の基準についての取扱いは、次のとおりとする。

### (1) 床面積の算定

床面積の算定は、壁芯方式によるものとする。

なお、パイプスペース等(給排水などの設備配管が各階を通る空間)及 びこれに類する部分が必要最低限度の小規模な場合には各居住部分の床面 積に含めることができる。

また、共用廊下側から利用するパイプスペース等については、各居住部 分の床面積に含めないこととする。

### (2) その他の居住の用に供する部分

「その他の居住の用に供する部分」とは、談話室など専ら入居者が居住 のために、必要な時間に自由に使用できる部分とする。ただし、ホール、 廊下、階段、専ら従業員の通行の用に供する通路等は含まない。

なお、パイプスペース等及びこれに類する部分が必要最低限度の小規模 な場合には床面積に含めることができる。

(3) 十分な面積を有する場合(略)

### 6 規模の基準

高齢者住まい法第7条第1項第1号及び国土交通省・厚生労働省関係高齢者の居住の安定確保に関する法律施行規則(以下「国土交通省・厚生労働省関係高齢者住まい法施行規則」という。)第8条に規定する規模の基準についての取扱いは、次のとおりとする。

### (1) 床面積の算定

床面積の算定は、壁芯方式によるものとする。

なお、パイプスペース(給排水などの設備配管が各階を通る空間)及び これに類する部分が必要最低限度の小規模な場合には各居住部分の床面積 に含めることができる。

### (2) その他の居住の用に供する部分

「その他の居住の用に供する部分」とは、談話室など専ら入居者が居住の ために、必要な時間に自由に使用できる部分とする。ただし、ホール、廊 下、階段等は含まない。

(3) 十分な面積を有する場合(略)

### 7 構造及び設備の基準

共管高齢者住まい法施行規則第九条に規定する構造及び設備の基準のうち、共用部分に共同して利用するため適切な台所、収納設備又は浴室を備えることにより、「各居住部分に備える場合と同等以上の居住環境が確保される場合」(以下「適切な規模等」という。)とは、入居者が各居住部分から台所、収納設備又は浴室に円滑に移動できるものであり、台所、収納設備又は浴室の規模が適切なものとし、取扱いについてはそれぞれ次によること。

 $(1) \sim (2)$ 

(略)

### 8 加齢対応構造等の基準

共管高齢者住まい法施行規則第十条に規定する加齢対応構造等の基準のうち、「既存の建物の改良(用途の変更を伴うものを含む。)により整備されるサービス付き高齢者向け住宅に係る高齢者住まい法第五条第1項の登録が行われる場合において、建築材料又は構造方法により、高齢者住まい法第五十四条第1項第一号ロに規定する基準をそのまま適用することが適当でないと認められる」場合(以下「改修等の場合」という。)とは、高齢者住まい法第五十四条第1項第一号ロに規定する基準をそのまま適用することができない合理的な理由がある場合に限られるものであること。

この場合、当該基準に適合しない構造及び設備について代替措置等を講じるよう努めること。

### 7 構造及び設備の基準

国土交通省・厚生労働省関係高齢者住まい法施行規則第9条に規定する構造及び設備の基準のうち、共用部分に共同して利用するため適切な台所、収納設備又は浴室を備えることにより、「各居住部分に備える場合と同等以上の居住環境が確保される場合」(以下「適切な規模等」という。)とは、入居者が各居住部分から台所、収納設備又は浴室に円滑に移動できるものであり、台所、収納設備又は浴室の規模が適切なものとし、取扱いについてはそれぞれ次によること。

 $(1) \sim (2)$ 

(略)

### 8 加齢対応構造等の基準

国土交通省・厚生労働省関係高齢者住まい法施行規則第 10 条に規定する加齢対応構造等の基準のうち、「既存の建物の改良(用途の変更を伴うものを含む。)により整備されるサービス付き高齢者向け住宅に係る高齢者住まい法第5条第1項の登録が行われる場合において、建築材料又は構造方法により、高齢者住まい法第54条第1号ロに規定する基準をそのまま適用することが適当でないと認められる」場合とは、高齢者住まい法第54条第1号ロに規定する基準をそのまま適用することができない合理的な理由がある場合に限られるものであること。

この場合、当該基準に適合しない構造及び設備について代替措置等を講じるよう努めること。

## 9 その他の共用部分・設備等の基準

その他<u>共用部分・</u>設備等の基準についての取扱いは、次のとおりとする。  $(1)\sim(3)$ 

(略)

### (4) エレベーターの設置

有料老人ホーム該当住宅の場合、原則として2階以上の場合はエレベーターを設置し、そのうち少なくとも1基はストレッチャーを収納できる構造とすること。

有料老人ホーム該当住宅以外においても原則として2階以上の場合はエレベーターを設置するよう努め、そのうち少なくとも1基はストレッチャーを収納できる構造とするよう努めること。

なお、エレベーターを設置する場合は、住戸からエレベーターを経て建物出入口に至る少なくとも一の経路上に存するエレベーター及びエレベーターホールについて、高齢者の居住の安定確保に関する法律施行規則第34条第1項第九号の国土交通大臣の定める基準(以下「新築型基準」という。)2(3)イからハに掲げる基準に適合すること。ただし、改修等の場合は、この限りではない。

# (5) 機械浴槽

状況に応じて機械浴槽を設けるよう努めること。

(6) 居間、食堂、台所その他の居住の用に供する部分及び共用廊下 共管高齢者住まい法施行規則第八条に規定された高齢者が共同して利用 するために設ける部分についての取扱いは、次のとおりとする。ただし、

### 9 その他の設備等の基準

その他設備等の基準についての取扱いは、次のとおりとする。

 $(1) \sim (3)$ 

(略)

### (4) 加齢対応設備の設置

原則として2階以上の場合はエレベーターを設置し、少なくとも1基は ストレッチャーを収納できる構造とすること。また、状況に応じて機械浴 槽を設けることが望ましい。

# (5)~(11) 新設

改修等の場合は、ア及びイの規定に関わらず、アに隣接して高齢者の利用 を想定するバルコニーについて、国土交通省・厚生労働省関係高齢者の居 住の安定確保に関する法律施行規則第 10 条第五号の国土交通大臣及び厚 生労働大臣の定める基準(以下「改修型基準」という。) 1 (3) ロのバルコ ニーに係る手すりの設置の基準及びハに掲げる基準に適合すること。

ア 居間、食堂、台所その他の居住の用に供する部分(1階に存するものを除く。)及び直接外部に開放されていない共用廊下(1階に存するものを除く。)

新築型基準1(4)ロの2階以上の窓に係る手すりの設置の基準及び ハに掲げる基準に適合すること。

イ アに隣接して高齢者の利用を想定するバルコニー 新築型基準1(1)イ⑥並びに1(4)ロのバルコニーに係る手すりの設 置の基準及びハに掲げる基準に適合すること。

# (7) 主たる共用の階段

共用廊下から直接外部に開放されている主たる共用の階段に至る出入口の段差について、次に掲げる基準のいずれかに適合すること。ただし、改修等の場合は、この限りではない。

- ア 主たる共用の階段と踏み段(奥行きが 300 mm以上で幅が 600 mm以上であり、当該踏み段とバルコニーの端との距離が 1,200 mm以上であり、かつ、1段であるものに限る。以下同じ。)との段差及び踏み段と出入口との段差で 180 mm以下の単純段差とすること
- <u>イ</u> 180 mm (踏み段を設ける場合にあっては、360 mm) 以下の単純段差 とすること
- ウ 250 mm以下の単純段差とし、かつ、手すりを設置できること

工 共用廊下側及び主たる共用の階段側の高さが180 mm以下のまたぎ段差(踏み段を設ける場合にあっては、共用廊下側の高さが180 mm以下で主たる共用の階段側の高さが360 mm以下のまたぎ段差)とし、かつ、手すりを設置できること

# (8) 特定寝室の面積

新築型基準1(6)ロに規定された特定寝室の面積についての取扱いは、 次のとおりとする。

- ア 有効幅員が1600mm 未満の部分について、通路に該当しない場合は 特定寝室の面積に算入し、通路に該当する場合は特定寝室の面積に算 入しない。
- イ 複数の居室間の出入口の有効幅員が 1600mm 以上の場合、当該居室 を特定寝室の面積に算入することができる。

### (9) 共同利用設備

高齢者が共同して利用するために共用部分に設ける便所、浴室及び脱衣 所(以下「共同利用設備」という。)についての取扱いは、次のとおりと する。

- ア 高齢者住まい法施行規則第三十四条第1項第二号、第三号、第四 号、第七号及び新築型基準1(4)イ、(6)イに掲げる基準に適合するこ と。ただし、共同利用設備のうち浴室に機械浴槽を設ける場合、当該 浴室及び脱衣所に係る高齢者住まい法施行規則第三十四条第1項第七 号及び新築型基準1(4)イの規定については、この限りではない。
- イ アの規定に関わらず、改修等の場合は、共管高齢者住まい法施行規 則第十条第1項第四号及び改修型基準1(3)イに掲げる基準に適合す ること。ただし、共同利用設備のうち浴室に機械浴槽を設ける場合、

#### 当該浴室及び脱衣所については、この限りではない。

### (10) 主たる建物出入口

主たる建物出入口について、段差のない構造(5mm以下の段差が生じる ものを含む。)とすること。ただし、くつずりと建物出入口外側の高低差 を 20 mm以下とし、かつ、くつずりと建物出入口内側の高低差を 5 mm以下 とする場合及び改修等の場合は、この限りではない。

### (11) 緊急通報装置の設置

有料老人ホーム該当住宅は、居室、浴室(脱衣室含む)、便所、エレベーター等にナースコール等の通報装置を備えること。また、館内放送設備等の非常通報できる設備を設けることが望ましい。

### 10 職員の配置、研修及び衛生管理等

- (1) 職員の配置
  - ア次の職員を配置すること。

なお、運営に支障がないと認められる場合は、当該サービス付き高齢者向け住宅の他の職務又は併設されている施設や事業所の職務を兼務できることとする。

- (ア) 管理者
- (イ) 生活相談員(<u>共管高齢者住まい法施行規則</u>第十一条第一号の規定 に基づく状況把握サービス及び生活相談サービスを提供する職員)
- イ 上記のほか、提供するサービスの内容に応じて職員を適切に配置すること。

# 10 職員の配置、研修及び衛生管理等

- (1) 職員の配置
  - ア次の職員を配置すること。

なお、運営に支障がないと認められる場合は、当該サービス付き高齢者向け住宅の他の職務又は併設されている施設や事業所の職務を兼務できることとする。

- (ア) 管理者
- (イ) 生活相談員 (国土交通省・厚生労働省関係高齢者住まい法施行規 則第 11 条第 1 号の規定に基づく状況把握サービス及び生活相談サービスを提供する職員)
- イ 上記のほか、提供するサービスの内容に応じて職員を適切に配置

### (2) 職員の研修

職員に対しては、採用時及び採用後において定期的に研修を実施すること。特に、生活相談、介護及び看護を行う職員については、高齢者の心身の特性、実施するサービスのあり方及び内容、<u>認知症介護、虐待防止、身体的拘束のない介護、ユニットケア、介護事故の防止及び感染症対策等の介護</u>に関する知識及び技術、作業手順等について<u>体系的かつ継続的に研修を行う必要があることから、管理者(施設長)の責務として、毎年度当初に職員研修計画を策定し、その計画に基づいて研修を実施し、その記録を保存すること。</u>

なお、職員研修計画の策定に際しては、職員の意向をできる限り反映させるとともに、関係団体等が開催する研修会などにも、職員を積極的に参加させるよう努めること。

 $(3) \sim (5)$ 

(略)

### 11 住宅の管理・運営

# (1)管理規程等の制定

次に掲げる住宅の管理に関する事項について、管理規程を定め、<u>入居者に対して配布する</u>こと。<u>策定に当たっては、別に定める様式を参考にすること。</u>但し、以下の内容を含み、入居者に対する説明事項を適切に提示している資料であれば、その呼称にかかわらず、管理規程として扱って差し支えない。

なお、高齢者住まい法第九条第1項に基づき登録事項を変更した場合

すること。

#### (2) 職員の研修

職員に対しては、採用時及び採用後において定期的に研修を実施すること。特に、生活相談、介護及び看護を行う職員については、高齢者の心身の特性、実施するサービスのあり方及び内容、介護に関する知識及び技術、作業手順等について研修を行い、その記録を保存すること。

 $(3) \sim (5)$ 

(略)

## 11 住宅の管理・運営

# (1)管理規程等の制定

次に掲げる住宅の管理に関する事項について、管理規程を定め<u>ること。</u> 但し、以下の内容を含み、入居者に対する説明事項を適切に提示している 資料であれば、その呼称にかかわらず、管理規程として扱って差し支えな い。

なお、高齢者住まい法第九条に基づき登録事項を変更した場合は、入居

は、入居者に対して書面交付により変更内容の説明をすること。 者に対して書面交付により変更内容の説明をすること。 ア~ク ア~ク (略) (略)  $(2) \sim (5)$ (略)  $(2) \sim (5)$ (略) (6) 介護サービス事業所及び医療機関等との関係 ア 入居者が医療機関を自由に選択することを妨げないこと。協力医療 (6) 介護サービス事業所及び医療機関等との関係 機関(削除)は、あくまでも、入居者の選択肢として登録事業者が提 ア 入居者が医療機関を自由に選択することを妨げないこと。協力医療 示するものであって、当該医療機関における診療に誘引するためのも 機関及び協力歯科医療機関は、あくまでも、入居者の選択肢として登 録事業者が提示するものであって、当該医療機関における診療に誘引 のではない。 イ~オ するためのものではない。 (略) イ~オ (略)  $(7) \sim (9)$ (略)  $(7) \sim (9)$ (略) (10) 運営懇談会の設置等 (10) 運営懇談会の設置等 (略) ア~ウ (略) ア~ウ (略) (略) エ 運営懇談会では、次に掲げる事項を定期的に報告し、説明するととも

に、入居者の要望、意見を運営に反映させるよう努めること。

- (ア) 入居者の状況
- (イ) サービス提供の状況
- (ウ) 管理費、食費その他の入居者が<u>登録事業者</u>に支払う金銭に関する収支等の内容

 $(11) \sim (13)$ 

(略)

### 12 高齢者生活支援サービス

登録事業者は入居者に対して、契約内容に基づき、共管高齢者住まい法施行規則第五条に定める高齢者が日常生活を営むために必要な福祉サービスを自ら提供する場合にあっては、それぞれ、その心身の状況に応じ、特に以下の点に留意して適切なサービスを提供すること。

(略)

- (1) 状況把握サービス及び生活相談サービス (略)
- (2) 入浴、排せつ、食事等の介護に関するサービス及び調理、洗濯、掃除等の家事に関するサービス

エ 運営懇談会では、次に掲げる事項を定期的に報告し、説明するととも に、入居者の要望、意見を運営に反映させるよう努めること。

- (ア) 入居者の状況
- (イ) サービス提供の状況
- (ウ) 管理費、食費その他の入居者が<u>設置者</u>に支払う金銭に関する収支 等の内容

 $(11) \sim (13)$ 

(略)

### 12 高齢者生活支援サービス

登録事業者は入居者に対して、契約内容に基づき、<u>国土交通省・厚生労働省関係高齢者住まい法施行規則</u>第<u>5</u>条に定める高齢者が日常生活を営むために必要な福祉サービスを自ら提供する場合にあっては、それぞれ、その心身の状況に応じ、特に以下の点に留意して適切なサービスを提供すること。

(略)

- (1) 状況把握サービス及び生活相談サービス (略)
- (2) 入浴、排せつ、食事等の介護に関するサービス及び調理、洗濯、掃除等の家事に関するサービス

ア〜エ

(略)

オ サービスの提供に当たっては、入居者の生命又は身体を保護するため 緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他入居者の行動を制限する 行為を行ってはならないこと。

ただし、緊急やむを得ず身体拘束等を行う場合には、「身体拘束ゼロへの手引き」(厚生労働省「身体拘束ゼロ作戦推進会議」発行)において示された「緊急やむを得ない身体拘束に関する説明書」を参考にして、あらかじめ切迫性、非代替性、一時性の3つの要件についてそれぞれ検討の上、その経過及び結果を記録するとともに家族等に説明すること。また、「緊急やむを得ない身体拘束に関する経過観察・再検討記録」を参考にして、観察記録等を作成し保存するとともに、身体拘束廃止に向けた検討を適宜行うこと。

さらに、有料老人ホーム該当住宅にあっては、身体的拘束等の適正化 を図るために、以下に掲げる措置を講じること。

- (7) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3ヶ月に 一度開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図る こと。
- (イ)身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。
- (ウ)職員に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に実施 すること。

 $(3) \sim (4)$ 

(略)

ア〜エ

(略)

オ サービスの提供に当たっては、入居者の生命又は身体を保護するため 緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他入居者の行動を制限する 行為を行ってはならないこと。

ただし、緊急やむを得ず身体拘束等を行う場合には、「身体拘束ゼロへの手引き」(厚生労働省 「身体拘束ゼロ作戦推進会議」発行)において示された「緊急やむを得ない身体拘束に関する説明書」を参考にして、あらかじめ切迫性、非代替性、一時性の3つの要件についてそれぞれ検討の上、その経過及び結果を記録するとともに家族等に説明すること。また、「緊急やむを得ない身体拘束に関する経過観察・再検討記録」を参考にして、観察記録等を作成し保存するとともに、身体拘束廃止に向けた検討を適宜行うこと。

# (ア)~(ウ) 新部

 $(3) \sim (4)$ 

(略)

(5) その他のサービス

ア〜イ

(略)

- ウ 金銭管理等
  - (ア) (略)
  - (4)入居者の金銭等を管理する場合にあっては、依頼又は承諾を書面で 確認するとともに、金銭等の具体的な管理方法、入居者本人又は身元 引受人等への定期的報告等を管理規程等で定めること。

なお、<u>登録事業者</u>が入居者の買物等の立替払い後に当該額を精算請求する場合も、管理規程等で定めること。

(6) 高齢者虐待の防止

(略)

(7) 他のサービスとの兼務の場合の区分

当該<u>住宅</u>の職員が、介護サービスその他の業務を兼ねる場合にあっては、各職員について、それぞれが従事する業務の種別に応じた勤務状況を明確にする観点から、適切に勤務表の作成及び管理を行うこと。

# 13 家賃等の費用

(1) 利用料等の種類

(略)

ア 家賃 (賃貸借契約以外の契約で受領する利用料のうち、部屋代に係る 部分を含む。)

近傍同種の住宅の家賃から算定される額を大幅に上回るものでないこ

(5) その他のサービス

ア~イ

(略)

- ウ 金銭管理等
  - (ア) (略)
  - (イ) 入居者の金銭等を管理する場合にあっては、依頼又は承諾を書面で 確認するとともに、金銭等の具体的な管理方法、入居者本人又は身元 引受人等への定期的報告等を管理規程等で定めること。

なお、<mark>施設</mark>が入居者の買物等の立替払い後に当該額を精算請求する 場合も、管理規程等で定めること。

(6) 高齢者虐待の防止

(略)

(7) 他のサービスとの兼務の場合の区分

当該<u>事業所</u>の職員が、介護サービスその他の業務を兼ねる場合にあっては、各職員について、それぞれが従事する業務の種別に応じた勤務状況を明確にする観点から、適切に勤務表の作成及び管理を行うこと。

# 13 家賃等の費用

(1) 利用料等の種類

(略)

ア 家賃 (賃貸借契約以外の契約で受領する利用料のうち、部屋代に係る部分を含む。)

と。

また、生活保護受給者等を対象として、独自の賃料算定基準を設けて いる登録事業者にあってはその算定根拠を明らかにし、重要事項説明書 等に明記することで入居者に対して入居時に説明すること。

加えて独自の賃料算定基準について、「サービス付き高齢者向け住宅情報提供システム」に記載すること。

イ~ウ

(略)

 $(2) \sim (3)$ 

(略)

# 14 契約内容等

(1) 入居契約締結に関する手続き等 (略)

### (2) 契約内容

ア 入居者の居住の安定確保に配慮し、賃貸借契約の場合、原則普通建物賃貸借契約又は終身建物賃貸借契約によること。<u>ただし、高齢者住まい法第五十四条第1項第二号ただし書きに定める終身建物賃貸借契約において、賃借人を仮に入居させるために終身建物賃貸借契約に先立ち、定期建物賃貸借契約を締結する場合は、この限りでない。</u>

近傍同種の住宅の家賃から算定される額を大幅に上回るものでないこと。

イ~ウ

(略)

 $(2) \sim (3)$ 

(略)

# 14 契約内容等

(1) 入居契約締結に関する手続き等(略)

#### (2) 契約内容

ア 入居者の居住の安定確保に配慮し、賃貸借契約の場合、原則普通建物賃貸借契約又は終身建物賃貸借契約によること。

イ (略)

ウ 入居者の費用負担についてはその料金について契約書等に明記する こと。その際、最低限「賃料」「共益費」「状況把握サービス及び生活 相談サービス(基本サービス)」「その他サービス」に分けて明記する こと。また、その他のサービスの提供に係る契約については、可能な 限り各サービスの対価をそれぞれ分けて明確に記載すること。

エ~オ

(略)

- カ 契約書に定める登録事業者の契約解除の条件は、信頼関係を著しく 害する場合に限るなど入居者の権利を不当に狭めるものとなっていないこと。また、入居者、登録事業者双方の契約解除条項を契約書上定めておくこと。
  - (ア) 登録事業者の契約解除の手続は、原則として次によること。
    - a 契約解除の通告にあたり、3に定める居住の権利形態が利用権 方式の場合は90日以上、それ以外の場合は<u>相当期間</u>の予告期間 をおくこと。

b (略)

(イ)~(ウ) (略)

イ (略)

ウ その他のサービスの提供に係る契約については、各サービスの対価 をそれぞれ分けて明確に記載すること。

エ~オ

(略)

- カ 契約書に定める登録事業者の契約解除の条件は、信頼関係を著しく 害する場合に限るなど入居者の権利を不当に狭めるものとなっていないこと。また、入居者、登録事業者双方の契約解除条項を契約書上定めておくこと。
  - (7) 登録事業者の契約解除の手続は、原則として次によること。
    - a 契約解除の通告にあたり、3に定める居住の権利形態が利用権 方式の場合は90日以上、それ以外の場合は<u>6ヶ月</u>の予告期間をお くこと。

b (略)

(イ)~(ウ) (略)

キ~ク

(略)

ケ 消費者契約法 (平成 12 年法律第 61 号) 第二節 (消費者契約の条項 の無効) の規定により、事業者の損害賠償の責任を免除する条項、消費者が支払う損害賠償の額を予定する条項及び消費者の利益を一方的に害する条項については無効となる場合があることから、入居契約書の作成においては、十分に留意すること。また、入居契約書に登録事業者に有利な裁判管轄条項等を設けないこと。

#### (3) 重要事項説明書

高齢者住まい法第十七条及び老人福祉法第二十九条第5項の規定に基づく情報の開示において、共管高齢者住まい法施行規則第二十条及び老人福祉法施行規則第二十条の5第十四号に規定する入居契約に関する重要な事項の説明については、次の各号に掲げる基準によること。

ア 入居契約に関する重要な事項を説明するため、<u>次の書類を作成するとともに、</u>契約締結前に入居希望者及び身元引受人等にこれを交付することにより、誤解を与えることがないよう必要な事項を実態に即して正確に説明すること。

また、契約の締結については、身元引受人又は第三者等の立ち会い のもとに行うよう努めること。

### (ア) 重要事項説明書

- (4) サービス付き高齢者向け住宅が提供するサービス等の一覧表
- (ウ) 別に定める、サービス付き高齢者向け住宅の登録を受けた有料老

キ~ク

(略)

ケ 消費者契約法 (平成 12 年法律第 61 号) 第二節 (消費者契約の条項 の無効) の規定により、事業者の損害賠償の責任を免除する条項、消費者が支払う損害賠償の額を予定する条項及び消費者の利益を一方的に害する条項については無効となる場合があることから、入居契約書の作成においては、十分に留意すること。また、入居契約書に設置者に有利な裁判管轄条項等を設けないこと。

#### (3) 重要事項説明書

高齢者住まい法第十七条及び老人福祉法第二十九条第5項の規定に基づく情報の開示において、<u>国土交通省・厚生労働省関係高齢者住まい法施行規則</u>第二十条及び老人福祉法施行規則第二十条の5第十四号に規定する入居契約に関する重要な事項の説明については、次の各号に掲げる基準によること。

ア 入居契約に関する重要な事項を説明するため、<u>重要事項説明書及び 添付資料として提供するサービス等の一覧表を作成するとともに、</u>契 約締結前に入居希望者及び身元引受人等にこれを交付することによ り、誤解を与えることがないよう必要な事項を実態に即して正確に説 明すること。

また、契約の締結については、身元引受人又は第三者等の立ち会い のもとに行うよう努めること。

# (ア)~(ウ) 新設

人ホーム重要事項説明書(「登録事項等についての説明」の補足) (別紙)(有料老人ホーム該当住宅の場合のみ)

イ~ウ

(略)

(4) 入居募集等

(略)

15 入居者への説明

(略)

### 16 登録後の報告等

## (1) 定期報告

高齢者住まい法第二十四条の規定により、別に定める「サービス付き高齢者向け住宅定期報告実施要領」に基づき横浜市に報告すること。

(2) 有料老人ホーム情報の報告

有料老人ホーム該当住宅にあっては、老人福祉法第二十九条第9項の規定に基づく横浜市への報告を、重要事項説明書及び添付資料(「サービス付き高齢者向け住宅が提供するサービス等の一覧表」及び別に定める「サービス付き高齢者向け住宅の登録を受けた有料老人ホーム重要事項説明書(「登録事項等についての説明」の補足)」(別紙))の提出をもって、年一回行うこと。

イ~ウ

(略)

(4) 入居募集等

(略)

15 入居者への説明

(略)

## 16 登録後の報告等

高齢者住まい法第二十四条の規定により、別に定める「サービス付き高齢者向け住宅定期報告実施要領」に基づき横浜市に報告すること。

(2) (新設)

## 17 立入検査等への協力

(略)

### 18 その他

この指導指針の細目については、別に定める「横浜市サービス付き高齢者向け住宅整備運営指導等実施要綱」に定めるところとする。

### 附則

 $1\sim2$ 

(略)

## 附則

- 1 この指導指針は、平成31年4月1日から施行する。
- 2 この指導指針施行の日に、既に登録されているサービス付き高齢者向け住宅並びに既に登録申請等の手続を行っているサービス付き高齢者向け住宅については、建物の規模及び構造・設備を除き、この指導指針に適合するよう継続的に指導するとともに、建物の規模及び構造・設備に関しても、契約の更新時や建物の改築・修繕時等において、できる限りこの指導指針に適合するよう指導するものとする。

### 17 立入検査等への協力

(略)

18 (新設)

附則

 $1\sim2$ 

(略)